

# トラディショナル神戸を巡るデジタルスタンプラリー 企画及び運営業務委託仕様書

## 1 業務名

トラディショナル神戸を巡るデジタルスタンプラリー企画及び運営業務

## 2 業務目的

神戸には、千年を超える歴史を持つ港・兵庫津や約 150 年前に開港した神戸港があり、国内外の多くの人や物が行き交っていた。また、六甲山の風土に恵まれた良質な水や米により灘五郷は江戸時代から続く「日本一の酒どころ」となった。そんな神戸の伝統文化や歴史を発信するため、市内の見どころを巡るデジタルスタンプラリーを実施する。神戸市民だけでなく県内外からの来訪を促し、神戸に対する知識や愛着を深めることを目的とする。

## 3 実施主体

兵庫県神戸県民センター

## 4 委託費・契約期間

- (1) 委託限度額 3,000,000円（消費税および地方消費税込み）
- (2) 契約期間 契約締結日から令和5年3月24日(金)まで
- (3) 全体スケジュール

期 日	内 容
9月22日	募集開始
9月29日	参加申込締切、質問締切
10月20日	企画提案書提出締切
10月下旬～11月上旬	プロポーザル審査会
11月上旬	審査結果通知、契約締結
11月中旬～	スタンプラリーシステムの設定
11月下旬	広報開始
12月上旬	動作確認等
12月中旬～	スタンプラリー開始（～2月末頃）、運用保守
3月上旬～	賞品発送、データ分析
～3月24日	実績報告書提出、データ分析報告

- (4) 想定参加人数 2,000人程度

## 5 業務概要

- (1) デジタルスタンプラリーの企画・運営
- (2) 広報
- (3) 参加者等からの問い合わせ対応
- (4) 参加者等の集計・分析

- (5) スタンプラリー賞品当選者の決定、賞品の手配・発送
- (6) その他、本事業に付随する業務

## 6 業務内容

### (1) デジタルスタンプラリーの企画・運営

#### ア 企画概要

- (ア) 神戸市内の回遊性向上を図るため、スタンプ獲得数に応じて応募可能な賞を設定したデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）を企画・実施する。
- (イ) 企画検討にあたり、効果的な集客が見込めるよう、更なるオリジナリティを盛り込むものとする。（例：モデルコースの設定）
- (ウ) スタンプラリーの名称やキャッチコピー等について、神戸のイメージにふさわしい設定を請負業者（以下「乙」という。）が行うものとし、神戸県民センター（以下「甲」という。）と協議の上決定するものとする。
- (エ) 二次元コードを活用したものを基本とするが、乙は、費用の範囲内で、位置情報の活用といった提案ができるものとする。
- (オ) うまくスタンプが獲得できなかった場合の方策（問い合わせ時に対応できるよう二次元コードに加え識別番号を記載する等）を提案すること。
- (カ) スタンプスポット（以下「スポット」という。）は以下の条件を踏まえて提案すること。なお、別紙「スポット候補一覧表」を参考にできるが、さらに魅力的なスポットがあれば別途提案すること。なお、スポットへの事業説明や利用申請等は乙が行うものとし、必要に応じて甲が支援する。
  - a 神戸市各区3箇所程度の合計30箇所程度とすること。
  - b 主に公共施設とする。民間施設は歴史などを考慮し客観的に選定が妥当であると思われる施設を選定すること。
  - c 最寄りの公共交通機関からスポットまでは徒歩15分圏内を目安とすること。
  - d 目新しい施設を選定するなどスタンプラリーとしての新規性を確保すること。

#### イ 開催期間

スタンプラリーの開催期間は、12月中旬から2月末までの間で、概ね2～3ヶ月程度を予定。

#### ウ スタンプラリーに使用するシステム

スタンプ獲得に使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとし、システムには次に掲げる機能を備えること。ただし、既存のデジタルスタンプラリーシステムの活用も可とする。

- (ア) 可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとすること。
- (イ) スタンプの獲得方法は、二次元コード、位置情報、スタンプコード等を活用し、参加者が分かりやすく、便利な方法とすること。アプリのダウンロードやユーザー登録など参加の敷居を高くする方法はできるだけ避けること。

- (ウ) 参加者が獲得できるスタンプ数は、各スポット1か所につき1個とすること。ただし、甲がスポット1か所につき2個取得できるよう指定する場合も対応可能な仕様とすること。
- (エ) スタンプの獲得数や制覇したコースなどに応じて賞品の抽選に応募できることとすること。
- (オ) 賞品の抽選に応募する時点で、個人を特定できる情報(住所、氏名、電話番号等、以下「個人情報」という。)は収集することとする。
- (カ) 参加者がスタンプスポットや周辺の観光地について、モバイル端末のスタンプラリー画面から、画像などで確認できるようなデザインを提案すること。
- (キ) 必要に応じて二次元コードなどを制作すること。

## (2) 広報

ア 乙は、効果的な周知が図られるよう、下記のPR ツールを作成すること。想定参加人数を達成できるような魅力的なデザインとすること。

(ア) チラシ (A3 版、両面4色刷り、コート紙 90 kg/m<sup>2</sup>)、3,000 部以上、納期：11 月下旬

(イ) ポスター (B2 版程度、片面4色刷り、コート紙 135 kg/m<sup>2</sup>)、200 部以上、納期：11 月下旬

(ウ) 専用特設 Instagram

- a 甲の Instagram アカウントを利用し、少なくともスタンプラリー期間中の4～5日に1回はスポットの紹介など効果的な投稿を行うこと。
- b 「#トラディショナル神戸」など専用のハッシュタグを設け、タグ付きの投稿を再投稿すること。なお、参加者へ再投稿の可能性のある旨を周知し、著作権侵害に十分注意すること。
- c 投稿を促すためインセンティブを設けること。

(エ) 専用特設 WEB サイト

以下の情報を掲載した、専用特設サイトをデザイン提案して構築すること。なお、本事業を連想しやすい専用ドメインを乙が提案して取得する他、乙のホームページ内等での作成も可能とする。

- a 開催概要(使い方、参加方法、注意事項、FAQ、問い合わせ先等)
- b コースやスポット一覧(一覧に記載する内容：名称、概要、写真、位置図、アクセス案内、既存サイトへのリンク先等)
- c スタンプ設置箇所(全体の位置関係が分かるマップ)
- d 当選者への賞品
- e 応募要項
- f 甲のホームページ等、情報発信を行う他媒体へのリンク
- g その他、甲と乙が協議の上、決定したもの

イ 6 (2) ア (ア) 及び (イ) は各所へ送付作業を行うこと。なお、送付リストは甲が乙に提供する。

ウ その他、テレビやラジオ放送、新聞折り込み、神戸市営地下鉄沿線への配架など独自の広報を行うこと。また、なるべく多くの報道機関や関係各所な

どへ広報協力を仰ぐこと。

(3) 参加者等からの問い合わせ対応

ア 専用の電話窓口の設置及び専用メールアドレスを取得すること。それ以外の手法については、甲と乙が協議し、参加者の利便性に配慮すること。

イ 窓口の対応時間は、スタンプラリー期間の土日祝含む全日、午前9時～午後5時までとする。対応時間帯を変更する場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

ウ 対応が困難な問い合わせは、甲と協議の上、対応を決定するものとする。

エ 問い合わせ内容・対応結果の記録管理を行い、甲が求めた場合は随時提示すること。

(4) 参加者等の集計・分析

ア 乙は、スタンプラリー参加者の属性（性別、年齢、市区町村単位の居住地等）及び参加者のスポット毎にスタンプ獲得状況の集計を行うものとし、年代ごとに好まれる地点や多く選ばれた地点などの分析を行うこと。

イ 専用特設 Instagram アカウントへのリアクション（フォロワー数、エンゲージメント率、ハッシュタグ数等）の集計を行うものとし、効果的な投稿に繋げること。

ウ 期間中、6（4）ア及びイを日ごとに集計して毎週報告すること。

エ 乙は、甲の求めに応じ、集計データを提供すること。提供時期、データの種類については、甲と乙が協議の上、決定する。

(5) スタンプラリー賞品当選者の決定、賞品の手配・発送

以下の項目の内容を踏まえ、甲と乙が協議の上、スタンプラリーにかかる賞品の選定・購入・抽選・発送業務を実施すること。

ア 獲得したスタンプ数や制覇したコースに応じて賞品の抽選に応募できる仕様とし、応募区分や期間中の抽選間隔については提案をもとに決定する。

（例）5スタンプ賞、10スタンプ賞、20スタンプ賞、コンプリート賞

イ 応募はモバイル端末のスタンプラリー画面上で行えること。

ウ 応募は応募区分に応じ1人1回のみとする。

エ 賞品は、主に、神戸の特産品もしくは参加者が神戸に再度訪れていただけるようなものとし、提案をもとに決定する。

オ 賞品の当選者数は提案をもとに決定する。

カ 個人情報、賞品の抽選に応募する時点で収集することとし、賞品当選時の連絡と発送のみに利用する。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにする。

キ 賞品に係る費用（購入費、梱包費、抽選・発送費等）は、本業務委託に含む。

ク 賞品の当選者の選定方法については、抽選などによるものとし、提案により決定する。

(6) その他、事業に付随する業務

乙はスタンプラリーの実施に付随する業務を行うものとする。

## 7 コンテンツ作成時の留意点

### (1) 操作テスト

操作テストとして、PC、スマートフォン、タブレット端末等の異なるブラウザで動作確認を実施すること。

### (2) セキュリティ対策

ア 本サイト及び関連システムを構成するソフトウェア、ミドルウェア本サイト及び関連システムを構成するソフトウェア、ミドルウェア等について脆弱性が発見された場合には、速やかにパッチ適用等の対応が可能な体制をとること。

イ 外部からの不正アクセスを検知した場合、遮断する等の不正侵入検知を施し、セキュリティ対策を充分に行うこと。

ウ サーバ上のデータバックアップを最低限、コンテンツ更新時に行うこと。

### (3) その他

アクセスログを取得し、ログの照会を可能にすること。

## 8 成果品

乙は、事業完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

### (1) 実績報告書

以下を報告の事項とする。原則としてA4版・両面印刷。

ア 委託業務の実施内容

イ 参加者数・居住地域等の属性、スタンプ獲得状況、専用特設 Instagram アカウントへのリアクションの集計結果と分析結果

ウ 事業参加者の反応及びコメント等の集計結果と分析結果

エ 構築されたシステム機能全体を説明する資料（フローチャート、モバイル端末に表示される画面、収集されたデータの保管方法等）

オ その他甲が指示するもの

### (2) 成果物や広報で作成したマップなど甲が求める電子データ（PDF 及びイラストレータ形式の最終データを CD-R に保存）および紙媒体（チラシ 10 部、ポスター 5 部）

### (3) 8（1）イ及びウの集計結果及び分析結果のエクセル形式データ

### (4) （必要に応じて）実施内容の説明資料

## 9 その他

(1) 本業務内容は、協議により追加、修正、削除することがある。

(2) 新型コロナウイルス感染状況等により、契約後においても開催を中止・変更する場合がある。中止・変更時の精算・契約変更等の対応については、乙が代替措置について速やかに甲へ提案し、協議の上で定める。なお、開催中止となった場合は、甲が本業務委託に係る内容変更または精算に係る事務の参考とするため、乙は甲から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した本業

務に関する費用について積算したものを、乙の指示する日時までに提出すること。

- (3) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、事前に甲の承諾を得ること。
- (4) 委託料には、二次利用などデザイン企画・設計に係る著作権その他一切の権利関係の整理に係る費用を含む。
- (5) 本業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法及び兵庫県個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (6) 乙はこの仕様書に基づき、適宜、甲と連絡を取りその指示に従うこと。
- (7) 本業務の遂行にあたり、乙は、甲及び関係者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。なお、甲と乙とは、適宜必要に応じて協議を実施することとし、必要に応じて関係者も参加の上で行う。
- (8) 乙が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に含まれるものとし、甲は契約金額以外の費用を負担しない。
- (9) 備品（1品10万円以上）の調達についてはリース又はレンタルによること。
- (10) 本業務（費）に係る経理については、他の事業（費）と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し事業終了後5年間保存すること。
- (11) 消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。
- (12) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、甲が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。
- (13) 事故・損害等の対策や対応については、第一義的には乙において対応すること。
- (14) 乙は、委託業務の実施において不明な点が生じたときは、その都度協議を行い、委託業務の円滑かつ適切な実施に努めること。